

第 1 9 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 4 年 1 2 月 1 9 日 (月)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年12月19日(月) 午後1時30分 から 1時45分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第5 議案第3号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
農地係長	小	池	秀 樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 19 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

今年もあと 2 週間を切りましてもうすぐお正月ということでございます。

また長期にわたり天候があまり良くないと申しますか、結構寒い日や地吹雪、風が大変強い状態が続いておりましたけれど、徐々に天候が回復してきたのかなと思ってございます。

会長

本日は午前中に農政委員会によります町に対しての意見書の提出がありました。農政委員の皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

会長

また農業委員会が国会議員に要請をするために、私も 11 月 30 日から上京いたしました。

また会長大会ということで各都府県の活動情勢等を聞いてきてございます。内容につきましては資料を持ってきておりませんので、時期をみて皆さんにも内容を説明していきたいと思ってございます。

会長

本日の総会は議案第 1 号から議案第 3 号まででございます。

慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、9 番大羽委員、10 番金谷委員を指名いたします。この指名は、第 19 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和4年12月19日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。

番号29番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが12ヶ所 [REDACTED] m²、畑が2ヶ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から10年間、こちらの理由につきましては、農地を後継者に使用貸借し、経営移譲したいためでございます。

事務局 2ページをご覧ください。

番号30番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが12筆 [REDACTED] m²、畑が6筆 [REDACTED] m²の計18筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から10年間、こちらの理由につきましては、農地を後継者に使用貸借し、経営移譲したいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおりに農地法第3条第2項各号に該当

事務局 せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 2 ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 4 年 12 月 19 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 5 ページをご覧ください。
番号 130 番。利用権の設定等を受ける者、
、さん。利用権の設定等をする者、
、さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計 5 筆、面積が合わせて m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 12 月 19 日、対価の支払期限が 2023 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 円、売買価格は

事務局

円でございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 131 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 3 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの
契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては
2022 年 12 月 19 日、対価の支払期限が 2023 年 11 月 30 日、土地引渡の時期
は対価の支払日、単価が 円、売買価格は 円でございます。

事務局

7 ページをご覧ください。

番号 132 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 2 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約
につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 12
月 19 日から 2025 年 12 月 18 日までの 3 年間、新規でございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 133 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 7 筆、面積が合わせまして m^2 、
利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権
移転の時期につきましては 2022 年 12 月 19 日、対価の支払期限が 2022 年
12 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 円、売買価格
は 円でございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 134 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 3 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑、こち
らの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022
年 12 月 19 日から 2025 年 12 月 18 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸
価格が 円、継続でございます。

事務局

10 ページをご覧ください。

番号 135 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 15 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 12 月 19 日から 2032 年 12 月 18 日までの 10 年間、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 4 年 12 月 19 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 18 番。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、公簿地目は田んぼと畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっております。

事務局

いまして、所有者、願出者共に[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

2022年12月9日に[REDACTED]会長、[REDACTED]代理、[REDACTED]委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、12ページ、13ページの図1、図2のとおりでございます。

事務局

番号19番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

2022年12月9日に[REDACTED]会長、[REDACTED]代理、[REDACTED]委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、14ページ、15ページの図3、図4のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第19回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 1 月 27 日

会議録署名委員

9 番 大羽孝志

10 番 金谷勝則

議長 原田嘉博